

議案第20号

寒川町指定地域密着型介護予防サービスに係る基準を定める条例の制定
について

寒川町指定地域密着型介護予防サービスに係る基準を定める条例を次のように定める。

令和6年2月20日提出

寒川町長 木 村 俊 雄

提案理由

指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の一部改正に伴い、所要の措置等を講ずるため提案する。

寒川町条例第 号

寒川町指定地域密着型介護予防サービスに係る基準を定める条例

寒川町指定地域密着型介護予防サービスに係る基準を定める条例（平成25年寒川町条例第11号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この条例は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第115条の12第2項、第115条の12の2第1項並びに第115条の14第1項及び第2項の規定に基づき、指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定、共生型地域密着型介護予防サービス事業者の特例並びに指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準について定めるものとする。

（指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定に関する基準）

第2条 法第115条の12第2項第1号の規定により条例で定める者は、法人であって、寒川町暴力団排除条例（平成23年寒川町条例第11号）第2条第5号に規定する暴力団経営支配法人等でないものとする。

（指定地域密着型介護予防サービス事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準）

第3条 指定地域密着型介護予防サービス事業の人員、設備及び運営に関する基準（共生型地域密着型介護予防サービスに関するものを含む。）並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準は、この条例に定めるもののほか、指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第36号。以下「省令」とい

う。)に定めるとおりとする。

(町外事業所の指定基準の特例)

第4条 町外に所在する事業所を指定地域密着型介護予防サービス事業者として指定する場合は、当該事業所の所在する市町村が定める指定地域密着型介護予防サービスの人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を適用することができるものとする

(記録の整備)

第5条 第3条の規定により基準とする省令第40条第2項、第63条第2項及び第84条第2項の適用については、これらの規定中「2年間」とあるのは、「5年間」とする。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。